

よこはま夢ファンド制度改正について

条例の趣旨にのっとり、より公益的な活動に適正に助成金を交付できるよう、またこの制度が継続可能なものとなるよう、制度を改正いたしました。

1 登録団体助成金をより公益的な活動に適正に助成金を交付するための改正

(1) 総合点での基準点数及び助成金交付額の変更

・基本的算定基準

新		旧	
点数	助成交付額	点数	助成交付額
180点以上 200点	交付申請額 (基準額の2割増まで)	160点以上 200点	交付申請額 (基準額の2割増まで)
120点以上 180点 未満	基準額	120点以上 160点 未満	基準額
100点以上 120点 未満	基準額の8割	120点未満	基準額よりも減額 (1割上限)
100点未満	不交付	-	-

(2) 「公益性」での基準点数を新たに設定

・公益性的算定基準

点数	助成交付額
42点以上	交付申請額 (基準額の2割増まで)
36点以上 42点未満	基準額の8割
27点以上 36点未満	基準額の5割
27点未満	不交付

(3) 評価項目の「公益性」の説明に注釈を追加

新	旧
<p>「不特定多数の人の利益 注1に供した事業を行っているか。加えてその事業が一般の人々に関われたもの 注2であり、地域や市民への還元性があるか。」</p> <p>注1 事業の目的や性質から対象者を限定する場合でも、その限定が合理的なものであれば、公益性を損なうものではありません。</p> <p>注2 事業の対象者がごく少数に限られていたとしても、誰しもがその状況になった場合に同じように参加することができれば、その事業は潜在的に全ての人に参加できるものとなり、公益的な活動となります。</p>	<p>「不特定多数の人の利益に供した事業を行っているか。加えてその事業が一般の人々に関われたものであり、地域や市民への還元性があるか。」</p>

(4) 対象外経費を追加

新	旧
<p>(1) 交際費、慶弔費、懇親会費並びに直接事業と関連のない視察費、研修費、食糧費その他客観的に公益性が高いとはいえない経費</p> <p>(2) 寄附者又は寄附者と特別の関係にある法人等(寄附者が役員を務める企業、NPO法人等)との取引に係る経費</p> <p>(3) 寄附者自身への賃金、謝金又は報酬等の経費であって、次に掲げるものを除くもの ア 当該寄附者が登録団体に継続的に雇用されている場合に支出される社会通念上相当と認められる額の賃金 イ ボランティアへの謝金、記念品又は弁当等、寄附者とその他の者とを区別せずに支払い、又は配布するものであって、社会通念上報酬の意義を有しないと認められるもの</p> <p>(4) 取得見込み価額が100万円以上の固定資産の取得に要する経費</p>	<p>交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費</p>

(5) 審査方法として、必要に応じて、書類審査に加えてヒアリング審査を追加

2 よこはま夢ファンドを継続可能なものとする改正

団体指定の寄附金について、横浜市が寄附金を受け入れた日の属する会計年度の翌年度から5年度間助成金として交付されなかったときは、活用の方法を指定されていない寄附金の額とみなす。(令和6年1月1日運用開始)

現在、未活用の寄附金についても、令和6年1月1日から起算して同様の取扱いとする(令和11年3月31日までに助成金として交付されなかったときは、活用の方法を指定されていない寄附金の額とみなす)。